

箕 面 市 立 幼 稚 園

機 械 警 備 業 務 委 託 仕 様 書

箕面市立幼稚園機械警備業務委託仕様書

箕面市立幼稚園機械警備業務の内容等については次のとおりとする。

1. 委託業務の範囲について

(1) 実施場所

市立幼稚園 4 園 (園庭を含む)

- ・ かやの幼稚園 (箕面市萱野 2 丁目 7 番 1 6 号)
- ・ せいなん幼稚園 (箕面市瀬川 3 丁目 2 番 3 号)
- ・ とよかわみなみ幼稚園 (箕面市小野原東 4 丁目 2 7 番 4 3 号)
- ・ なか幼稚園 (箕面市箕面 5 丁目 1 0 番 2 3 号)

(2) 業務開始日

契約書と同じ。

ただし、令和 6 年度になか幼稚園は廃園、かやの幼稚園は認定こども園になる予定であるため、廃園となる年度よりなか幼稚園は委託業務対象外とし、かやの幼稚園については委託者(以下、「甲」という。)と受託者(以下、「乙」という。)が協議し、契約内容及び金額の見直しを行うものとする。

(3) 警備実施方法

異常事態を自動的に委託者へ通報する機能及び異常事態を認知した際に通報する機能(非常ベル・非常通報ペンダント)を有する警報装置を設置し、機械警備を行う。

異常事態を覚知した際は、関係機関への通報連絡及び初期(緊急)出動の対応を行う。

- ・ 受託者の電話回線の使用は可とする。
- ・ 回線の種別はアナログとする。

(4) 警備時間は概ね次のとおりとする。

平日：閉園時間(概ね午後 5 時から翌午前 8 時まで)

土・日曜日・祝日及び休日：終日

非常ベル及び非常通報ペンダントによる通報に対応する時間は、閉園時間を含め終日とする。

2. 損害賠償等について

乙が機械警備中に明らかに乙の責に帰すべき理由により損害を生ぜしめた場合の損害賠償等については、次のとおりとする。

- (1) 身体上の損害について
被害者1名につき最高1億円とする。
(ただし、1事故について最高10億円とする。)
- (2) 財物上の損害について
1事故について最高10億円とする。
- (3) 請求期限等について
乙は、甲から報告書等により、その事実を知った日から7日以内に書面をもって請求がなされた場合に限り、損害賠償の責を負うこととする。

3. 警備機器類の設置条件

乙は、警備のために必要な機器類の設置を次の条件で設置しなければならない。

- (1) 設置、撤去に要する経費は、乙がすべて負担すること。
- (2) 設置する前に、必ず甲と打ち合わせを行い承認を受けること。
- (3) 本契約の乙が現受託者から変更となる場合は、警備機器の設置（交換）等の工事日程等は、甲と現受託者と十分に調整を行い、甲の承認を受けること。
- (4) 設置器具、配線等については、契約期間内は乙が保証するものとし、定期的に保守管理を行い、その費用は乙が負担すること。ただし、甲の責任において機器類を破損した場合は、この限りでない。

4 仕様書の作成

入札後、甲と協議のうえ乙が警備仕様書を作成すること。なお、一契約で複数の警備対象物件がある場合は、原則として施設ごとに作成すること。

5 その他

- (1) 入札の前に現地の確認等を希望する者は、担当者に必ず事前に申し出たうえ、その方法等について指示を受けること。
- (2) 契約期間の変更、契約対象施設の増改築等により業務委託料に変動が生じる場合には、甲及び乙双方が協議のうえ、対応するものとする。
- (3) 警備キー等の必要数は下記のとおりとする。
 - ・ 各園警備キー 11本×4園=44本
 - ・ 保育幼稚園総務室保管分警備キー4園分 4本
 - ・ 非常通報ペンダント10個×4園=40本

箕 面 市 立 幼 稚 園

樹木害虫防除業務委託仕様書

箕面市立幼稚園樹木害虫防除業務委託仕様書

1. 対象施設

別紙一覧のとおり

2. 業務期間

契約期間と同じ。

ただし、令和6年度になか幼稚園は廃園、かやの幼稚園は認定こども園になる予定であるため、廃園となる年度よりなか幼稚園は委託業務対象外とし、かやの幼稚園については委託者（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）が協議し、契約内容及び金額の見直しを行うものとする。

3. 業務内容

(1) 幼稚園敷地内における樹木の害虫防除

- 害虫の種類、被害の程度に応じて防除方法を選択することとし、薬剤の使用は最低限にとどめるよう努めること。
- チャドクガなどの樹木の害虫について、発生枝の切除・焼却等により予防措置をとるとともに、発生した場合は早期切除により駆除及び被害拡大の防止を行うこととする。
- 切除、焼却により防除できない場合に限り薬剤を使用することとする。
- 薬剤を使用する場合は、塗布、注入などの散布によらない方法を検討すること。
- 薬剤散布については、被害が広範かつ拡散する場合など、散布によらない方法では防除することができない場合に限る。
- 薬剤散布については、無風又は風の弱い時に行うなど、敷地内、近隣に影響の少ない天候の日や時間帯を選んで行う。
- 散布作業時には、看板等の表示により近隣に最大限の配慮を行うこと。
- 切除した枝葉、落下した害虫等は乙の責任で処分すること。
- 使用する薬剤の製品安全データシートを提出し、散布後の子どもへの影響や残留性について、園長に説明のうえ確認を得てから散布すること。
- 薬剤は希釈倍数や使用量を遵守すること。

(2) その他

- 作業日時については、保育業務に支障をきたさないよう各園長と協議のうえ決定すること。
- 作業は上半期、下半期それぞれ1回ずつの年2回とする。
- 作業に際しては、近隣人家、通行人、道路等に支障のないよう十分配慮するとともに、事故の未然防止に必要な措置を講ずること。
- 作業中の写真及び、薬剤を使用した場合には、薬剤の種類及び使用量についての報告書作成し提出すること。

箕面市立幼稚園樹木【害虫防除・剪定】委託対象施設

幼稚園		所在地	電話	高木	低木	他
かやの幼稚園	562-0014	箕面市萱野2-7-16	072-722-7790	26	-	-
せいなん幼稚園	562-0001	箕面市瀬川3-2-3	072-723-8101	12	26	藤棚2
なか幼稚園	562-0001	箕面市箕面5-10-23	072-722-8503	28	-	藤棚1
とよかわみなみ幼稚園	562-0031	箕面市小野原東4-27-43	072-727-2577	16	50	-

箕 面 市 立 幼 稚 園
樹 木 剪 定 業 務 委 託 仕 様 書

箕面市立幼稚園樹木剪定業務委託仕様書

1. 対象施設

「樹木害虫防除業務委託仕様書」の別紙を参照

2. 業務期間

契約期間と同じ。

ただし、令和6年度になか幼稚園は廃園、かやの幼稚園は認定こども園になる予定であるため、廃園となる年度よりなか幼稚園は委託業務対象外とし、かやの幼稚園については委託者（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）が協議し、契約内容及び金額の見直しを行うものとする。

3. 業務内容

(1) 幼稚園敷地内における樹木の剪定

- 剪定の程度、方法は、事前に各園長と協議するが、剪定に適した時期をはずさないように行い、樹木の特性に応じて徒長枝の切詰め及び込み入った枝の抜き切り、樹木の骨格づくりを行い、剪定後の生育が良好となるようにすること。
- 敷地外へ侵出する樹木、草木の剪定を行うこと。
- 電線にかかる樹木について、電線にかからないよう必要な剪定を行うこと。
- 藤棚については上部分を十分に剪定し、周りの樹木に絡むツルを除去すること。
- 剪定枝については、乙の責任で処分すること。
- 剪定対象となる樹木は「箕面市立幼稚園樹木害虫防除業務委託」の別表を参照すること。

(2) 幼稚園敷地内の樹木の施肥

- 施肥の時期は、各園長と協議のうえ適宜行うこと。
- 高木については、つぼ掘りとし、低木は表面施肥とする。
- 施肥は油かすを原則とし、乙の負担とする。
- 使用する肥料については安全性に留意し、園長に説明のうえ確認を得てから施肥すること。

(3) その他

- 作業日時については、保育業務に支障をきたさないよう各園長と協議のうえ決定すること。
- 作業は剪定・施肥とも上半期、下半期それぞれ1回ずつの年2回とする。
- 作業に際しては、近隣人家、通行人、道路等に支障のないよう十分配慮するとともに、事故の未然防止に必要な措置を講ずること。
- 作業前と作業後の同じ位置から撮影した写真を作業終了後提出すること。

箕 面 市 立 幼 稚 園

一般用電気工作物保安管理業務委託仕様書

箕面市立幼稚園一般用電気工作物保安管理業務仕様書

1. 所在地

- ・かやの幼稚園 (箕面市萱野2丁目7番16号) (設備容量 32KVA)
- ・せいなん幼稚園 (箕面市瀬川3丁目2番3号) (設備容量 4KVA)
- ・とよかわみなみ幼稚園 (箕面市小野原東4-27-43) (設備容量 30KVA)
- ・なか幼稚園 (箕面市箕面5丁目10番23号) (設備容量 12KVA)

2. 業務期間

契約期間と同じ。

ただし、令和6年度になか幼稚園は廃園、かやの幼稚園は認定こども園になる予定であるため、廃園となる年度よりなか幼稚園は委託業務対象外とし、かやの幼稚園については委託者(以下、「甲」という。)と受託者(以下、「乙」という。)が協議し、契約内容及び金額の見直しを行うものとする。

3. 一般事項

- (1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき甲の指示に従い施行すること。
- (2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- (3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- (4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- (5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- (6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。

4. 業務内容

- (1) 甲が乙に委託する定例受託検査業務は、甲の一般用電気工作物の保安のための点検、測定及び試験に係る業務であって、その細目は別紙1のとおりとする。
- (2) 点検頻度は6ヶ月に1回点検とする。

受託検査業務の細目

1. 乙の行う定例受託検査業務は、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項がある場合は、必要な助言を行います。
 なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電氣的連系がない部分の点検については、乙の受託する業務に含まないものとします。
 (1) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験（以下「定例受託検査」といいます。）
 (2) 電気工作物事故発生時の応急措置への助言及び事故原因探求への協力並びに再発防止のためとるべき措置への助言
2. 前項第1号に定める定例受託検査の種類及び回数は下表（巡視・点検・測定試験基準）のとおりとします。
3. 下表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとします。
 (1) 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、契約開始後毎年1回年次点検Ⅱ、年次点検Ⅰ、年次点検Ⅰの順で実施します。又、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとします。
 (2) 外観点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施します。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することがあります。
 (3) 点検・測定試験のうち、△印のものは、停電の影響、過去の実績その他の理由によって実施しない場合があります。
4. 次の各号に該当する電気工作物についての点検、測定試験は、甲が専門業者等に依頼して実施し、その結果を乙に通知するものとします。
 (1) 漏電火災警報器、昇降設備のように、法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された機器のように取扱いに高度の専門技術を要するもの
 (2) 常時電路に接続されておらず、専ら移動して使用するための電気機器及びこれに付属する電線
 (3) 密閉防爆機器、その他密閉されているため構造上点検できない機器の内部
 (4) ネオンサインの管灯回路の配線のように設置場所の関係から容易に点検できないもの
 (5) 設置場所への立ち入りに危険を伴う場合の電気設備、機器
 (6) 停電のために特殊な操作手順若しくは特定の時間帯にすることが必要となるコンピューター等を使用する回路

巡視・点検・測定試験基準

電 気 工 作 物		巡視・点検・測定試験項目	月次点検 [6ヵ月1回]	年次点検 [毎年1回]	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
引込設備	引込線・ケーブル 電線及び支持物	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
配線設備	遮断器・開閉器類 配線及び配線器具	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
電気使用場所の設備	電動機・電熱装置 電気溶接機・照明設備 配線及び配線器具 その他の電気機器類	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		接地抵抗測定		△	○

箕 面 市 立 幼 稚 園

消防用設備等点検業務委託仕様書

箕面市立幼稚園消防用設備等点検業務仕様書

1. 委託場所

- ・かやの幼稚園 (箕面市萱野2丁目7番16号)
- ・せいなん幼稚園 (箕面市瀬川3丁目2番3号)
- ・とよかわみなみ幼稚園 (箕面市小野原東4丁目27番43号)
- ・なか幼稚園 (箕面市箕面5丁目10番23号)

2. 対象設備

各幼稚園の消防用設備等 (別表1のとおり)

3. 業務期間

契約期間と同じ。

ただし、令和6年度になか幼稚園は廃園、かやの幼稚園は認定こども園になる予定であるため、廃園となる年度よりなか幼稚園は委託業務対象外とし、かやの幼稚園については委託者 (以下、「甲」という。) と受託者 (以下、「乙」という。) が協議し、契約内容及び金額の見直しを行うものとする。

4. 一般事項

- 1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき甲の指示に従い施行すること。
- 2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- 3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- 4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- 5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- 6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。

7) 提出書類

- ①消防用設備等点検結果報告書 各3部
- ②その他発注者の指示するもの

5. 業務内容

各園の消防用設備等 (消火器具、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備、誘導灯及び誘導標識その他付随するもの) について、年2回 (年度前半と後半) の点検を行い、その都度結果報告提出書類を作成する。また、不良箇所があった場合には、写

真を添付した報告書を作成すること。

【別表1】

消防設備設置数一覧表(幼稚園)

				かやの	せいなん	なか	とよかわ みなみ	合計	
消火器具				6	10	6	8	30	
自動 火災 報知 設備	設備の有無(※1)			1	1	1	1		
	設備			7	4	4	4	19	
	受信機回線			10	5	5	5	25	
	感知器	差動式	分布型	空気管	0	0	0	0	0
				熱電対	0	0	0	0	0
			スポット型	20	16	21	18	75	
		定温スポット型		4	4	6	5	19	
	煙式	イオン		0	0	3	0	3	
		光電		5	3	0	6	14	
	地区音響装置				4	2	3	0	9
発信機				4	2	3	4	13	
非常警報器具放送				1	0	0	1	2	
スピーカー				-	-	-	-	-	
避難器具 救助袋				-	-	-	-	-	
金属梯子				-	-	-	-	-	
誘導 灯	設備(分電盤)			2	1	1	2	6	
	避難口	大型		0	0	1	0	1	
		中型		4	3	6	6	19	
		小型		1	2	0	1	4	
	通路	大型		0	0	0	0	0	
		中型		2	2	2	0	6	
小型		0	0	0	4	4			
防排 煙設 備	設備(制御盤)			-	-	-	-	-	
	連動感知器	イオン		-	-	-	-	-	
		光電		-	-	-	-	-	
	防火戸			-	-	-	-	-	
	シャッター			-	-	-	-	-	
漏電火災警報機				0	1	0	0	1	

※1 自動火災報知設備の有無一有りは「1」、無しは「0」を入力

箕 面 市 立 幼 稚 園 等
遊 具 点 検 業 務 委 託 仕 様 書

箕面市立幼稚園等遊具点検業務仕様書

1. 委託場所

- ・かやの幼稚園 (箕面市萱野2丁目7番16号)
- ・せいなん幼稚園 (箕面市瀬川3丁目2番3号)
- ・とよかわみなみ幼稚園 (箕面市小野原東4丁目27番43号)
- ・なか幼稚園 (箕面市箕面5丁目10番23号)
- ・児童発達支援事業所 あいあい園 (箕面市萱野5丁目7番1号リハビリテーションセンター1階)

2. 対象設備

園庭遊具(木製・鉄製)別表1のとおり

3. 業務期間

契約期間と同じ。

ただし、令和6年度になか幼稚園は廃園、かやの幼稚園は認定こども園になる予定であるため、廃園となる年度よりなか幼稚園は委託業務対象外とし、かやの幼稚園については委託者(以下、「甲」という。)と受託者(以下、「乙」という。)が協議し、契約内容及び金額の見直しを行うものとする。

4. 一般事項

- 1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき甲の指示に従い施行すること。
- 2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- 3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- 4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- 5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- 6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。
- 7) 提出書類(原則としてA4版とする)

①点検報告書

各1部

②その他発注者の指示するもの

6. 業務内容

- ・外観点検、機能点検、機器動作特性点検
(遊具等の破損や腐食、老朽箇所の点検)

- ・実施時期は年 1 回 2～3 月頃とする。

幼稚園遊具点検

別表1

かやの幼稚園

種 類	構造
木製複合遊具NO.1	木+SUS
木製複合遊具NO.2	木
斜め雲梯	スチール
HPトンネル	Con
ログハウス	木
2連ベルトブランコ	木
ブランコ安全柵	木
砂場	ゴム枠
ロープ渡り	木
ジャングルジム	鋼
朝礼台	鋼
フラッグポール	アルミ
藤棚	木

なか幼稚園

種 類	構造
木製複合遊具	木
ブランコ(2連)	鋼
低鉄棒(4連)	鋼
滑り台	鋼
はんとろ棒	スチール
ジャングルジム	鋼
土山	HP管
砂場	Con枠
非常用滑り台	鋼

せいなん幼稚園

種 類	構造
4連ブランコ	鋼
複合遊具	鋼
(滑り台)	SUS
(ネットタワー)	鋼
低鉄棒(3連)	鋼
砂場	木枠
藤棚	鋼
フラッグポール	アルミ
円形登り棒	鋼
木製ハウス	木
丸太平均台	木

児童発達支援事業所 あいあい園

種 類	構造
木製アスチック遊具	木
丸太橋	木
滑り台	鋼
スプリング遊具	鋼 + 高密度 ポリエチレン
シーソー	
ブランコ(箱型)	木
ブランコ(フラット)	木
ブランコ支柱	鋼
ブランコ柵	鋼
砂場	コンクリート
砂場収納棚	鋼
砂場藤棚	鋼

とよかわみなみ幼稚園

種 類	構造
木製複合遊具	木
藤棚	木
滑り台	木*鋼
3連低鉄棒	鋼
2連ブランコ(タイヤ1)	鋼
土山	HP管
フラッグポール	アルミ
非常用滑り台	鋼
リングラダー	鋼

箕 面 市 立 幼 稚 園

雑排水管洗淨業務委託仕様書

箕面市立幼稚園雑排水管洗浄業務委託仕様書

1. 委託場所

- ・かやの幼稚園 (箕面市萱野2丁目7番16号)
- ・せいなん幼稚園 (箕面市瀬川3丁目2番3号)
- ・とよかわみなみ幼稚園 (箕面市小野原東4丁目27番43号)
- ・なか幼稚園 (箕面市箕面5丁目10番23号)

2. 対象設備

屋外排水管 (一園につき1系統)

委託場所は上記幼稚園のうち毎年3園とする。

ただし、令和6年度になか幼稚園は廃園、かやの幼稚園は認定こども園になる予定であるため、廃園となる年度よりなか幼稚園は委託業務対象外とし、かやの幼稚園については委託者(以下、「甲」という。)と受託者(以下、「乙」という。)が協議し、契約内容及び金額の見直しを行うものとする。

3. 業務期間

契約期間と同じ

4. 一般事項

- 1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき甲の指示に従い施行すること。
- 2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- 3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- 4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- 5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- 6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。
- 7) 提出書類 (原則としてA4版とする)
 - ①完了時 完了届 1部
 - ②その他発注者の指示するもの

5. 業務内容

○屋内外雑排水管の洗浄 (化学洗浄を含む)

各園約350mが対象

○洗浄は年1回 2～3月の時期とする。

箕 面 市 立 幼 稚 園

ガスヒートポンプエアコン
保守点検業務委託仕様書

ガスヒートポンプエアコン保守点検業務委託仕様書

箕面市立幼稚園のガスヒートポンプエアコンの保守点検業務については、以下の内容により実施するものとする。

1 委託場所

箕面市立かやの幼稚園（箕面市萱野2丁目7番16号）

箕面市立とよかわみなみ幼稚園（箕面市小野原東4丁目27番43号）

2 業務期間

契約書と同じ。

ただし、令和6年度にかやの幼稚園は認定こども園になる予定であるため、かやの幼稚園については委託者（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）が協議し、契約内容及び金額の見直しを行うものとする。

3 対象設備

ガスヒートポンプエアコン

設置場所	メーカー	品名	型番
かやの幼稚園	Panasonic	GHP室外機	U-GZ560T1D
とよかわみなみ幼稚園	Panasonic	GHP室外機	U-GZ450T1D

※上記室外機とそれに対応する室内機本体・庫内機本体・水熱交換ユニット本体及びリモートコントローラー本体とする。（以下、「対象機器」とする。）

4 業務内容

（1）毎年定期点検（点検時期 3月・1回）

年度あたり1回、対象機器各部の点検もしくは調整または部品交換等を行う。

（2）故障修理

対象機器に万一故障が発生し連絡を受けた場合、速やかにサービスマンを派遣し、適切な故障修理を行い、通常使用を可能にすることとする。

5 業務時間

甲、乙双方協議の上決定する。

6 業務報告

乙は、業務終了後、速やかに報告書を提出し、甲の承認を得ることとする。

7 一般事項

- (1) 本契約は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき甲の指示に従い施行すること。
- (2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規程に基づき施行すること。
- (3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- (4) 甲及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- (5) 本委託施行にあった手は、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生が無いよう努めること。
- (6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、その都度甲と協議し、その指示に従うこと。

箕面市立かやの幼稚園

エレベータ保守点検業務委託仕様書
(クマリフト社製 型式 KSS8N-3)

エレベーター保守点検業務委託

箕面市立幼稚園のエレベーター保守点検業務については、以下の内容により実施するものとする。

- 1 委託場所
箕面市立かやの幼稚園（箕面市萱野2丁目7番16号）
- 2 対象機器
クマリフト社製 型式 KSS8N-3
- 3 業務期間
契約期間と同じ
- 4 作業内容
別紙のとおり（フルメンテナンス仕様）
- 5 業務時間
施設管理者、業務受注事業者の双方協議の上決定する。
- 6 業務報告
業務受注事業者は、業務終了後、速やかに報告書を提出し、施設管理者の承認を得ることとする。
- 7 一般事項
 - (1) 本契約は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき発注者の指示に従い施行すること。
 - (2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規程に基づき施行すること。
 - (3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、受注者の責任において施行すること。
 - (4) 受注者及び業務関係者は、発注者の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
 - (5) 本委託施行にあった手は、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵

守って安全作業を行い、労務災害等の発生が無いよう努めること。

- (6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議し、その指示に従うこと。
- (7) 業務に必要な器具、消耗品などは、すべて受注者が負担するものとする。

フルメンテナンス仕様書

1. 定期点検

- 1) 契約書に基づく期間にサービスエンジニアを派遣して昇降機の点検を行います。点検は必要に応じて給油、清掃および点検時間内での簡単な調整および必要に応じたサービスパーツの交換を行います。
- 2) 定期点検の内容は、別紙「点検内容」の通りといたします。
- 3) 定期点検の結果は「作業報告書」にてご通知いたします。
- 4) 弊社の規定営業時間（通常勤務日、時間）内に定期点検を行います。
- 5) 定期点検に必要な下記消耗品、材料を提供いたします。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 動力回路の接触器主接点および補助接点② リード線／ヒューズ類（制御盤内 受電盤内）／蛍光灯／電球③ 油脂類（潤滑油 潤滑油脂）④ ウェス |
|---|

2. 修理、取替作業

- 1) 定期点検の結果、装置、機器に対し乙が必要と認めた場合は修理または取替を行います。但し、下記 3. 除外項目は含まれません。
- 2) 修理または取替の範囲は、昇降機を通常使用する場合に当然生ずべき磨耗および損傷に限ります。
- 3) 甲または使用者の不注意または不適当な使用、管理その他乙の責によらない事由によって生じた修理または取替は含みません。
- 4) 取替作業の時間についてはご相談の上、弊社の規定営業時間（通常勤務日、時間）内に行います。

3. 除外工事

下記は本契約に含まれません。

- 1) 意匠部分（三方枠・かご・かご床タイル・敷居・操作盤・戸・その他）塗装、メッキ直し、清掃、修理および部品の取替。
- 2) 巻上機、制御盤等の機器の一式交換。
- 3) 修理または取替の機器の搬出入に必要な建築関係の工事。
- 4) 昇降路周壁および建屋部分の改修。
- 5) 諸法規の改訂または、官公署の命令および指示により、現状の仕様変更や改造等の新型への取替およびその場合の諸工事。
- 6) エアークンディショナー、BGM装置、地震感知器、煙感知器、消火設備、防災センター内設備監視盤、一斉放送指令の機能を有する集合インター等のエレベーター関係設備の取替。
- 7) 地震等天変地変、その他不可抗力により生じた一切の復旧。

4. 法律に基づく検査

- 1) 建築基準法第12条に基づき、年1回の定期検査を実施いたします。
- 2) 検査結果は「検査成績書」等にてご通知いたします。

5. パーツ保管と供給体制

- 1) 緊急時（故障等、ただし天変地異は除く）でも最短の停止時間で昇降機を復帰する措置を行うため、交換パーツ等を保管する。また、交換パーツの安定供給を行います。

6. サービス体制

1) 故障時等の対応

不時の故障等の連絡を受けた場合は、サービスエンジニアを派遣し適切な処置を行います。

2) サービスエンジニアの体制

サービスエンジニアは不時の故障等の出動に備え、365日24時間体制を行います。

7. サービスエンジニアについて

1) サービスエンジニアの品質

サービスエンジニアは、品質の良い保守・サービスを提供するために必要な社内教育を受けた者が業務にあたるものといたします。

2) サービスエンジニアの選定

サービスエンジニアは、品質の良い保守・サービスを提供するために、必要な専門知識を有する者の中から選任を行います。

8. 安全管理について

安全に作業を行うため、サービスエンジニアに対して、安全教育を行います。

- 1) サービスエンジニアは安全作業を実施するため、作業時に「安全作業基準書」等を携帯いたします。
- 2) 危険予知（KY）活動等を行ない、点検時等の災害の予防を行います。

9. 仕様書の適用

本仕様書は法令に定める竣工検査後、17年間の修理予測を基に作成しています。

以上

【別表-①】 昇降機設備 点検内容 (ホームエレベーター/小型エレベーター)

箇所	機器名	点検内容	ホーム/ 小型
機械室	機械室環境	※ 機械室環境の確認 ※ 手巻きハンドル等備品の異常の有無	●
	制御盤	※ 各盤の固定状態、扉・カバーの開閉状態、ロック状態の確認 ※ 接触器本体の損傷の有無、端子の緩みの点検 ※ 安全チェック回路の動作、バッテリー劣化の有無の点検 ※ 各回路電圧・絶縁状態の点検 ※ 各ヒューズの取付状態、劣化の有無の点検 ※ その他の機器の損傷の有無、端子の緩み、配線の点検 ※ コネクター接続部の点検	●
	巻上機 電動機	※ 各機器の固定状態、防振ゴムの劣化、シーフ溝の磨耗状態、軸受けの給油状態、端子の緩みの確認 ※ 電磁ブレーキコアの状態、セリの有無、ライニングの当りの点検、端子の緩み ※ ブレーキクリアランス・ブレーキスリップ量の点検 ※ ギアオイルの量、劣化・漏れの有無の点検 ※ 電動機の絶縁状態の点検	●
	そらせ車	※ 取付状態、溝の欠損・亀裂の有無	●
	その他	※ 端子ボックスの取付状態、端子の緩み、配線状態の点検 ※ 各配管の固定状態、錆、損傷、油漏れの点検 ※ その他固定ボルトの緩み、配線状態、配管結合部の点検	●
昇降路 機械室	はかり装置	※ はかり装置の固定状態、端子の緩み、動作の点検	●
	調速機	※ 調速機の固定状態、端子の緩み、配線状態の点検 ※ 調速機の作動速度・キャッチ動作の点検	●
かご 関係	かご	※ かご運転状態、加速・減速・着床位置・走行状態、異音の有無の点検	●
	かご操作盤	※ かご操作盤の取付状態、損傷・変形の点検 ※ 押しボタンの破損の有無、せり、作動・ランプの点灯状態の点検	●
	意匠 照明	※ かご室パネルの取付状態、損傷・変形・変色・腐食の有無、床材の磨耗・浮上りの有無の点検 ※ かご照明器具の取付状態、球切れ、ちらつき、グローランプの劣化の有無、カバーの取付状態の点検	●
	外部連絡装置	※ 通話状態、ブザーの状態の点検	●
	かご上	※ かご上損傷の有無、各安全スイッチの動作の点検	●
	かご上 オペレーター	※ オペレーター本体の取付状態 ※ 配線状態、端子の緩み、コネクター接続部、各安全スイッチの動作の点検	●
	着床スイッチ	※ 着床スイッチの取付・配線状態、端子の緩みの点検 ※ プレートとの隙間、位置関係の点検 ※ 動作位置、動作状態の点検	●
非常止め装置	※ 非常止め装置の取付・動作状態、クサビとレールの隙間、連動部の変形・破損の点検	●	

箇所	機器名	点検内容	ホーム／ 小型
かご関係	かご廻り	※ かご戸の吊り状態、ドアレールの清掃・給油状態、ハンガーローラー磨耗・剥離の有無、エキセンローラーの調整状態、連動チェーンのテンション・磨耗の有無の点検 ※ ドアマシンの固定状態の点検 ※ 戸位置スイッチの取付状態、端子の緩み、設定位置の点検 ※ ゲートスイッチの取付状態、動作点設定状態、接点のフォローアップ、接点の荒損状態、端子の緩み、配線状態の点検 ※ 戸閉連動機構の取付状態、曲り・変形の有無の点検 ※ かご戸と乗場戸の連動状態の点検 ※ 光電戸閉め防止装置の点検 ※ スライドヒースの取付状態、破損・変形の有無の点検 ※ 戸閉め警報ブザーの鳴動の点検	●
	ガイドシュー	※ ガイドシューの取付・遊び・給油状態の点検	●
	その他	※ 各部ボルトの緩みの点検 ※ シープの取付状態、シープ溝の磨耗状態の点検	●
昇降路	昇降路	※ 昇降路周壁のひび割れ、漏水の有無の点検	●
	リミットスイッチ ファイナルスイッチ	※ 取付ブラケットの固定状態、関係寸法の点検 ※ ピンの給油状態、ローラーのストローク、接点の荒損状態、端子の緩みの点検	●
	ガイドレール	※ ガイドレールの損傷・ジョイント部段差・錆の有無、固定ボルトの緩み、レールクリップの緩みの点検 ※ 給油状態の点検	●
	カウンターケース廻り	※ カウンターケースの組立ボルトの緩み、おもりの固定状態、錆・損傷の有無の点検 ※ シープの固定状態、シープ溝の磨耗状態の点検 ※ ガイドシューはかごガイドシューと同様の点検	●
	主索・ガバナロープ およびその取付部	※ 主索・ガバナロープの磨耗・素線切れ・給油状態・テンション・錆・キングの有無の点検 ※ ロープソケットの亀裂、錆の有無の状態 ※ 端末処理、ワイヤクリップ・ダブルナットの緩み、スプリングの劣化の点検	●
	スイッチプレート	※ プレート及びブラケットの取付状態、曲り・変形の有無、関係寸法の点検	●
	移動ケーブル	※ ケーブルの損傷の有無 ※ ケーブルハンガーの取付状態の点検	●
	乗場戸廻り	※ 非常解錠装置の異常の有無 ※ インターロックの固定状態、ロックローラーの劣化・亀裂の有無、関係寸法の点検 ※ ドアスイッチの固定状態、接点の荒損状態、端子の緩み、スイッチカバーの損傷の有無の点検 ※ 戸のせり・曲り・変形の有無の点検 ※ スライドヒースはかご戸と同様の点検 ※ ベルト・チェーンのテンション、ベルトの損傷・磨耗の有無、端子の緩み、絶縁状態の点検 ※ バランスウェートの状態の点検	●

箇所	機器名	点検内容	ホーム／ 小型
昇 降 路	乗場戸廻り	※ ハッチスイッチの取付・動作点設定・接点の荒損状態、接点のフォローアップ・端子の緩み、配線状態の点検	●
	ビット	※ ビットの漏水の有無、清掃状態の点検	●
	緩衝器	※ 緩衝器の錆・損傷の有無、台の固定状態の点検 ※ 緩衝器と各当て板のクリアランスの点検	●
	張り車	※ 張り車下のクリアランスの点検	●
乗 場	意匠	※ 戸・出入口・三方枠・数居の損傷・変形の有無、変色・腐食の有無の点検	●
	乗場操作盤	※ 乗場操作盤の取付状態、損傷・変形の点検 ※ 押しボタンの変形の有無、せり、作動、ランプの点灯状態の点検	●
	その他	※ 各銘板の取付状態、汚損の有無の点検	●

ご注意：仕様により点検箇所の対象でないものがあります。

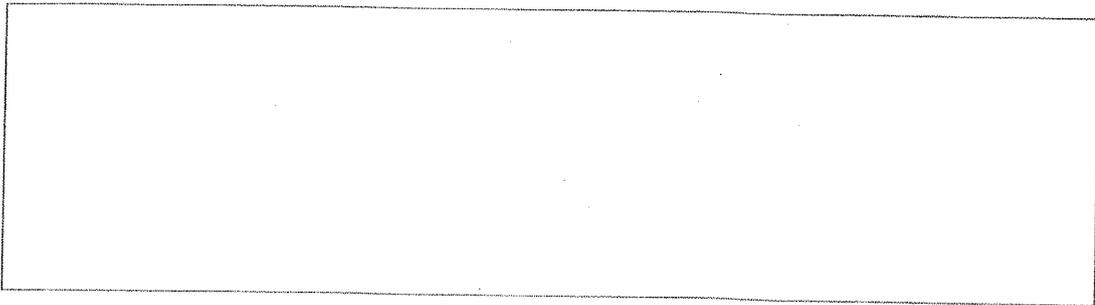
【別表-②】 消耗部品・備品（ホームエレベーター・小型エレベーター）

ヒューズ、インジケータランプ、押しボタンランプ、照明用ランプ、グローランプ、点検用オイル、点検用グリス、レール用補充オイル、主索用補充グリス、ウエス、サンドペーパー、ビス・ナット

注意：特殊照明ランプおよび特殊発光体は上記ランプに含みません。

【別表-③】 メンテナンス用ツール一覧

メンテナンス用ツールは当社とメンテナンス契約を締結しました昇降機で使用いたします。
なお、ご契約の解約時は、取外させていただきます。ご了承の程お願いいたします。



箕 面 市 立 幼 稚 園
フロン類定期点検業務委託仕様書

箕面市立幼稚園 フロン類定期点検業務委託仕様書

1. 対象施設

- ①箕面市立かやの幼稚園 箕面市萱野2丁目7番16号
- ②箕面市立とよかわみなみ幼稚園 箕面市小野原東4丁目27番43号

2. 業務期間

契約期間と同じ。

ただし、令和6年度にかやの幼稚園は認定こども園になる予定であるため、認定こども園になる年度以降、委託者（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）が協議し、契約内容や金額の見直しを行うものとする。

3. 対象機器

	空調機の用途	室外機			接続する室内機台数
		メーカー	型番	出力	
①	保育室用	Panasonic	U-GZ560T1D	12.4kw	4台
②	保育室用	Panasonic	U-GZ450T1D	10.0kw	4台

4. 業務内容

- (1) 対象機器について、フロン排出抑制法に基づく定期点検を行う。
- (2) 点検は令和4年度下半期に行い、以降法定のとおり3年に1回点検する。
- (3) 乙は、専門点検の方法について十分な知見を有する者とする。

5. その他

- (1) 乙は業務着手前に着手届を、完了後に完了届を甲へ提出すること。
- (2) 点検時に、室内等汚れる可能性がある場合は、該当機器の下部周辺を養生すること。
- (3) 法令の要件を満たす点検記録簿を作成し提出すること。
- (4) 本仕様書に記載なき事項については、甲、乙協議の上決定すること。